

相談事例

《相談の内容》

70歳代の男性からの相談。

震災後、近所を点検しているという業者が自宅に訪問し、「屋根瓦がずれているので直した方がいい。」と言われた。震災の後だったため業者の言うままに、その日のうちに工事費用約23万円で契約をしてしまったが、自分で屋根に上がり瓦を見たら、業者が言うほどずれていなかったため解約したい。

震災後、自宅を訪問してきた業者に「屋根瓦がずれている！」と言われて契約！実際は・・・業者が言うほどずれていなかった。解約したい！

《対応の内容》

契約をしてしまったが、相談者は解約を希望しており、クーリング・オフ期間内であるため業者に対し、書面による解約通知を送るように助言しました。

また、クーリング・オフの通知書のコピーを取って保管し、通知方法は特定記録郵便または簡易書留で出すよう助言しました。

身守りのポイント

「危険な状態」「修理が必要」などと事実とは異なる説明をして不安をあおり、契約させる場合があります。業者の話をうのみにせず、すぐに契約しないようにしましょう。

また、修理が必要であれば、複数の業者から見積もりを取り、納得してから依頼をすることが大切です。

特に高齢者には、困った時には早めに誰かに相談するよう伝えましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111